

令和8年度第1回島根県職員（任期付職員・一般事務）採用選考試験受験案内

令和8年6月8日
島根県総務部人事課

令和12年に島根県で開催する「第84回国民スポーツ大会（島根かみあり国スポ）」及び「第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり全スポ）」（以下、「島根かみあり国スポ・全スポ」という。）の開催準備業務に従事する職員又はその代替として勤務する職員（以下「任期付職員」という。）を募集します。

この採用選考は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）」に基づき、任期を定めて一定の期間、「島根かみあり国スポ・全スポ」の開催準備業務に従事していただく、又は「島根かみあり国スポ・全スポ」の開催準備業務に従事する職員の代替として勤務していただくために実施するものです。

◆受付及び自己アピールシート試験提出期間

令和8年6月8日（月）午前8時30分～令和8年7月7日（火）午後5時

◆申込方法

しまね電子申請サービスにより申込みを行ってください。
詳しくは3ページをご覧ください。

◆第1次試験

自己アピールシート試験
詳しくは2ページをご覧ください。

◆第1次試験合格発表

令和8年7月24日（金）

◆第2次試験日

令和8年8月5日（水）

◆最終合格発表

令和8年8月28日（金）

1 募集内容

採用職種	採用予定人数	職務内容
一般事務	7名	<p>職務内容は次の①又は②のいずれかとします。</p> <p>① 「島根かみあり国スポ・全スポ」を担当する所属に勤務し、開催準備業務又はその他一般事務に従事します。</p> <p>※具体的な業務内容（主なもの）は、以下のとおりです（予定）。</p> <ul style="list-style-type: none">・開閉会式等の企画、運営に関すること・宿泊対策、輸送・交通対策に関すること・競技運営に関すること （用具調査、練習会場、審判員等役員養成など）・広報、募金・企業協賛に関すること・事務局業務に関すること（予算・経理業務など）・その他関係する準備業務（一般事務含む） <p>② 「島根かみあり国スポ・全スポ」を担当する所属以外の島根県の諸機関に勤務し、一般事務に従事します。</p>

- (1) **配属先については、希望どおりにならないこともあります。また、任期途中で異動する(配属先が変わる)可能性もあります。**
- (2) 採用予定人数は、変更する場合があります。

2 任期

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

※職務の進捗状況等により、採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない人
- (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (オ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (注) 年齢要件はありません。

4 試験の日時、試験地及び試験会場等

区分	試験種目・試験日時	試験地及び試験会場等
第1次試験	自己アピールシート試験 【提出期間】 6月8日(月)～7月7日(火)	【提出方法】 島根県電子申請サービスに所定様式(Excel)をアップロード
第2次試験	8月5日(水) 受付時間 9:00～9:15 教養試験 9:30～11:00 面接試験 11:20～	島根県職員会館 (松江市内中原町52)

- (注) (1) 第1次試験の受験方法は、3ページ「7 受験申込手続き及び受付期間等」をご確認ください。
- (2) 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。
- (3) 第2次試験の遅刻者は試験開始後30分以降は受験できません。

5 試験種目、配点及び内容

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	自己アピールシート試験	20点	県職員として働く意欲及びこれまでの経験を通じて培った能力や成果等について、自己アピールシートに記述していただきます
第2次試験	教養試験 (択一式)	30点	公務員として必要な知識及び知能について、 <u>高校卒業程度</u> の内容で筆記試験を行います(90分)。
	面接試験	50点	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

- (注) (1) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。
(2) 最終合格者は第2次試験の評価のみで決定します。

6 合格発表

第1次試験合格発表日 7月24日(金)

最終合格発表日 8月28日(金)

※第1次試験の結果は、合格発表日に島根県人事課のホームページに受験番号を掲示します。受験番号は、別途郵送する受験票で確認してください。第1次試験合格者には第2次試験受験票を7月28日(火)までにしまね電子申請サービスを通じて交付します。

※最終合格発表については、島根県人事課のホームページに受験番号を掲示するほか、郵送にて通知します。(第2次試験受験者のみ)

島根県人事課ホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_jinji/]

7 受験申込手続及び受付期間等

- (1) 受験申込方法 【インターネットによる申込】(受験票の印刷時にプリンタが必要です。)

以下の電子申請申込欄からしまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申込及び下記(3)の書類の提出を行ってください。

パソコン、スマートフォンで「noreply@mail.graffer.jp」からのURL付きメールを受信できるように設定してください。

しまね電子申請サービス申込フォーム

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/R8ninnkituki>



- (2) 受付期間

受付は、6月8日(月)午前8時30分から7月7日(火)午後5時までにしまね電子申請サービスによる申込みが完了したものに限り、受け付けます。

- (3) 電子申請提出書類

①顔写真データ

申込日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、背景なしのものとしてください。

本人確認できない写真データが提出された場合は、再提出を依頼する場合があります。

②自己アピールシート (Excel)

※自己アピールシート様式 (Excel) は、島根県人事課ホームページの「受験案内」からダウンロードし、作成してください。

島根県人事課ホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_jinji/]

※提出期間内であれば、自己アピールシートの内容変更(差し替え)が可能です。

※Excel様式での作成が困難な方は、自筆(ボールペン)の上PDFによりしまね電子申請サービスの所定の欄にアップロードし提出してください。

※他者が本人になりすましたり、他者の協力を得たりして自己アピールシートを作成するなど、不正が判明した場合は失格とし、後日判明した場合にもそれまでの合格や採用の決定を取り消します。

- (4) 受験票の交付

受験票は申込みを受け付けた際すぐに交付はせず、受験資格を審査し郵送します。7月21日(火)までに受験票が届かないときは、必ず下記(6)問い合わせ先までお問合せください。

(5) 障がいのある方への配慮

障がい等のために受験上の配慮を希望する場合は、申込時に申出が必要です。しまね電子申請サービスでの申込時に「通信欄」に記載してください。なお、申込後に新たに生じた事情により受験上の配慮が必要になった場合は、下記(6)問い合わせ先まで電話又はメールでご連絡ください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

(6) 問い合わせ先

島根県総務部人事課人材戦略スタッフ
電話：(0852)-22-6852
メール：jinji-saiyo@pref.shimane.lg.jp

(7) 第2次試験当日は次のものを持参してください。

持参するもの	留意事項
第2次試験受験票	しまね電子申請サービスにより交付した第2次試験受験票を印刷して持ってきてください。7月28日（火）までに届かない場合は、上記(6)問い合わせ先までお問合せください。
HB又はBの鉛筆及び消しゴム	シャープペンシルも可
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は時計をご持参ください。
昼食	会場内で昼食（弁当等）を取っていただくことが可能です。必要に応じてご持参ください。ゴミは持ち帰ってください。

(8) 注意事項

申込みは受付期間中に正常に到達したのもののみ受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害等、一切のトラブルについて責任を負いかねますので、十分余裕をもって申込みを行ってください。

申込完了後、「申込完了通知メール」という件名で電子メールが、申込の際に登録したアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」が届かない場合は、上記(6)問い合わせ先に連絡をしてください。

また、インターネット環境がないなど、特別な事由により、インターネット申し込みができない方は、原則として6月26日（金）までに上記(6)問い合わせ先に連絡をしてください。

8 採用時の給与及び勤務時間等

任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくことになります。

- (1) 給料月額は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づき、採用前の経験年数等を考慮して決定します。

(初任給の例 令和8年6月1日現在)

職種	年齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
一般事務	18歳	—	197,092円
	28歳	10年	247,422円
	38歳	20年	262,823円

- (2) 期末手当及び勤勉手当が支給されます。(あわせて年間に給料月額 \times 4.5月分。令和8年6月1日現在)
- (3) 支給要件に該当する場合、扶養手当、通勤手当等が支給されます。
- (4) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。
- (5) 宿舎等は、希望により勤務する地域において、入居することができます(宿舎の空き状況により希望に添えない場合があります)。

(6) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者(児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等)については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

9 試験結果の本人提供について

試験の結果については、保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記場所で行ってください。(電話は不可)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
合格者及び不合格者 (棄権者除く)	得点及び 順位	合格発表日から 1か月間	島根県総務部人事課 (松江市殿町1番地本庁舎3階)

※「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等